



ISAのセラピスト保険制度（エステ賠償保険）

1. 保険の重要性

私たちは人体や精油、アロマセラピーに関する高度な知識と技術を備えるよう、日々努力し、事故やトラブルの発生を未然に防止する必要があります。しかしながら、人の自然の不注意や偶然の積み重なりにより事故が発生する可能性を否定することはできません。そこで、ISAではメンバーシップ会員様向けの賠償責任保険の団体加入をしており、「保険付き会員」になる事ができます。

2. 保険の募集概要

賠償責任保険加入制度のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度『日本サロンマネジメント協会』では会員の皆様を対象とした専用保険制度を立ち上げることとなりました。お店の運営やスタッフの施術活動中のミスにより発生した偶然な事故で、お客様や第三者の方の生命や身体を害したり、お客様の持ち物等を汚損・破損したことによる賠償事故を補償する保険です。

是非、この機会にご加入いただきますよう宜しくお願いいたします。

<主な事故例>

- ・ヘアカット中にスタッフが誤ってお客様の耳をハサミで傷つけた。
- ・お店での施術が原因で、お客様の皮膚にかぶれが発生した。
- ・施術時にスタッフがカラー溶剤を誤ってお客様のスカートに落とし汚してしまった。
- ・お客様が店内の電気コードに足を引っ掛けて転倒し、ケガをした。
- ・店長が売上金を銀行に入金に行く途中で、自転車で子供にぶつかりケガをさせた。
- ・お店の看板が外れ落ち、通行人の頭に当たり、ケガをさせた。

<保険金額と免責金額>

1事故での支払限度額	免責金額
500万円	1万円

<保険期間>

毎年6月1日 より 翌年6月1日まで 1年間

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

取扱代理店：ブロードマインド株式会社

3. 保険に関する詳細

1) 保険の料金

① ISAメンバーシップ会員様、お一人あたり ISA保険会員6000円(税込)／人

② 店舗セラピスト一人当たりの追加料金 3300円(税込)／人

この保険は、セラピストに一人ひとりに対しての保険です。

2) 保険に関するよくある質問

① Q: 「かぶれ」等に関する保証がありますか？

A: これに関しては保険会社より以下の回答を得ています。この化粧品の販売については通常は、化粧品の製造メーカーの製造物責任になります。

Q

被保険者である理容店・美容院が客に理美容を施した後、その理美容が原因で皮膚のかぶれが発生していることがわかる場合がありますが、このような身体障害を補償するためには生産物賠償責任保険に加入する必要がありますか？

A

生産物賠償責任保険ではなく、施設所有(管理)者賠償責任保険で補償の対象となります。

なお、その理容店・美容院が化粧品などを販売している場合で、その販売した化粧品を原因として身体障害が発生した場合のリスクを補償したい場合には、化粧品を対象生産物とする生産物賠償責任保険に加入する必要があります。

最終更新日: 2010/08/11

② Q: 出張先での施術については補償の範囲ですか？

A: はい、特約契約により出張先での施術についても補償範囲に含まれます。

③ Q: 2店舗を会員含め5人で運営している場合はどのような保険料の計算になりますか？

A: 施術されるセラピスト様一人ひとりに対する保険ですので、その場合は、会員様1名(6000円)以上の加入をいただいたうえで、追加4名様(3300円×4名)となります。

④ Q: 取引先のショッピングセンターに加入の事実を示す証明書の提出を求められています。

契約書はいただけるのでしょうか？

A: 団体扱い保険ですので保険証券はISA事務局で保管しています。その代わりに、ISAの「代表理事名の通知」をお送りしますので、それをご提出ください。

ただし、基本的には必要時以外、保険証券は送付するものではありません。

⑤ Q: もしも事故が起こったらどうしたらよいですか？

A: 上記の「代表理事名の通知」に、事故連絡先(保険代理店連絡先)などの緊急窓口を記載しています。また、事故発生時は速やかに連絡ください。